

商 中 第 9 3 号
令和 5 年 5 月 24 日

一般社団法人経営者協会 会長	}	殿
沖縄県中小企業団体中央会 会長		
沖縄県商工会議所連合会 会長		
沖縄県商工会連合会 会長		
沖縄県中小企業家同友会 代表理事		
公益財団法人沖縄県工業連合会 会長		
沖縄振興開発金融公庫 理事長		
沖縄県信用保証協会 理事長		
公益社団法人沖縄県情報産業振興協会 会長		
一般社団法人沖縄県銀行協会 会長		
公益財団法人沖縄県産業振興公社 理事長		

沖縄県商工労働部長
(公 印 省 略)

パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組の推進について（依頼）

平素より、県の商工労働行政の推進に対し、御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、原油をはじめとしたエネルギーコストや原材料価格の高騰が続いているところ、県内事業者が持続的に成長していくためには、コストの上昇分を事業者間取引での取引価格に適切に反映するとともに、賃金の引上げの機運を醸成することにより、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組んでいくことが重要となっています。

つきましては、政府が事業者団体に要請した下記の事項について、会員企業等に改めて周知いただくとともに、取組を推進くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 直接の取引先やその先の取引先も含めた、取引事業者全体での付加価値の向上に取り組む、取引先とのパートナーシップの構築を目指していただきたいこと。

(参考：「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト)

<https://www.biz-partnership.jp/>

- 2 親事業者と下請事業者との取引慣行について、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に取り組んでいただきたいこと。
- 3 取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には、労務費等の上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議に応じていただくこと。
- 4 下請代金は、可能な限り、現金で支払っていただくこと。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、支払サイトを60日以内とするよう努めていただくこと。
- 5 知的財産・ノウハウについては、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を通じたノウハウの開示や知的財産の無償譲渡などは求めないこと。
- 6 取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更は行わないこと。